

別紙

答申（情）第166号

答 申

1 審査会の結論

島根県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について部分公開とした決定は、審査の対象外とした別表に掲げる部分を除き、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和6年11月26日に、審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「島根県立中央病院で現行運用しているMR I が、県のどんな予算の費目で支出されたか、また、契約日履行日（納入・検収日）がわかる公文書」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、令和6年12月11日付けで、次のとおり決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 対象公文書

島根県立中央病院で現行運用しているMR I の1.5テスラ磁気共鳴断層撮影システムについて、支出した予算費目の分かる文書

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

- (ア) 個人名、個人連絡先（メールアドレス）、個人の印
- (イ) 法人の代表者印影
- (ウ) 参考見積書の金額、過去の落札率
- (エ) 他の医療機関情報と購入情報

エ 公開しない理由

- (ア) 個人名、個人連絡先（メールアドレス）、個人の印
島根県情報公開条例第7条第2号該当
個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- (イ) 法人の代表者印影
島根県情報公開条例第7条第3号該当
契約及び金融機関等との取引に使用されているおそれがあり、当該法人の正当な権利利益を害すると認められるため。

(ウ) 参考見積書の金額、過去の落札率、他の医療機関情報と購入情報

島根県情報公開条例第7条第3号該当

公開することにより、当該法人の事業活動上の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として、令和7年1月29日付けで審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和7年7月25日付けで当審査会に諮問書を提出した。
- (6) 実施機関は、令和8年5月11日付けで非公開とした部分の一部公開及び公開しない理由に誤りがあったとして、別表の部分について部分公開変更決定（以下「変更決定」という。）を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

なすべき処分をなせ。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 参考見積額と落札額の差異・落札率について

入札が適切であるか、カルテルが結ばれているか、談合がないか、外形的に評価するに資する情報であるから開示することが相当である。他方、公開しない理由として、この参考見積額、過去の落札率を公開することで当該法人の具体的にどのような事業活動の権利を侵害し、競争上の地位を侵害し、その正当な利益を侵害するか具体的に示し、立証する責任は、島根県病院事業管理者が負っているが、今のところ、その職責を果たしていない。

他方、住民が県は公費は適切に支出されているか、参考見積額や過去の落札率の情報を入手できないことにより、適切に評価することができない。

イ 他の医療機関情報と購入情報について

少なくとも購入情報は、島根県が不当に高い購入費を支払っているのか、不当に低い購入費を払っているのか、評価ができる。審査請求人は、この購入情報と本件で支出した額とはさほど乖離はないと考えるものの、不開示とされることで、乖離しているのではないかと不審に思ってしまう。他の医療機関情報を秘匿すれば、購入情報自体を公開することは公益に資するし、なんのためにこの情報を入手し公文書に記載しているのか意味不明なのである。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 弁明書の趣旨

審査請求人が提起した、当職が行った公文書部分公開決定処分に対する審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 参考見積書の金額、過去の落札率について

当該法人の入札価格の検討に向けた戦略、他の官公庁や民間企業に対する営業戦略や市場動向など、営業活動上の高度なノウハウ・戦略などに基づいて設定されるものであり、当該法人の営業活動上の戦略が明らかになる可能性は否めない。そして、当該法人の営業活動上の秘密が推測されれば、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかである。

イ 他の医療機関情報と購入情報について

当院が機器購入の参考とする目的という条件で、他の医療機関より情報提供を受けたものであるため、「医療機関情報」及び「購入情報」共に、第三者に当該情報を提供する想定はしていない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件請求対象公文書及び審査の対象について

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「実施機関が現行運用しているMR Iが、県のどんな予算の費目で支出されたか、また、契約日履行日（納入・検収日）がわかる公文書」である。

イ 審査の対象について

審査請求人は審査請求書において、「なすべき処分をなせ」との主張をしているが、審査請求の理由を踏まえると、審査請求人が求めているのは、非公開部分に記載されている情報の公開であると認められるので、当審査会では本件処分を取り消す旨の請求趣旨であると解釈し、以下判断する。

また、審査請求人は、実施機関が非公開とした上記2(3)ウのうち、(ア)及び(イ)については、審査請求書において特に主張をしていないため、当審査会は当該部分について、審査の対象としない。

加えて、実施機関は、令和8年5月11日付けで非公開とした部分の一部公開及び公開しない理由に誤りがあったとして、別表の部分について変更決定を行った。

なお、本件諮問は、原決定及びそれに対する審査請求に係るものであり、変更決定に

より原決定が取り消されるが、非公開とされた部分を限度として当初決定の取り消しを求める利益は失われないと解すべきである。

したがって、本件審査請求は、原決定及び変更決定の双方を通じて非公開とされた部分についてのみ、その効力を維持し、変更決定後の非公開部分を審査対象として、条例に規定する非公開情報に該当するか否かを判断することとする。

(3) 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するような情報は、非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。

また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

(4) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、弁明書において、非公開情報のうち「参考見積書の金額、過去の落札率」については、当該法人の入札価格の検討に向けた戦略、他の官公庁や民間企業に対する営業戦略や市場動向など、営業活動上の高度なノウハウ・戦略などに基づいて設定されるものであり、当該法人の営業活動上の戦略が明らかになる可能性は否めない。そして、当該法人の営業活動上の秘密が推測されれば、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかであるため、非公開とすることを決定したと主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書の非公開部分には、見積参加事業者の参考見積書の金額、過去の落札率が記載されていることが認められた。これらの情報は、一般的に、事業者の営業方針、事業戦略の表れであり、当該事業者の内部限りで管理される情報である。本件処分において、当該情報を公開することは、参考見積書を提出した事業者の営業情報を広く明らかにすることになり、結果として、競合する他社は、公開された情報を基に自らの見積もりを調整し、営業戦略上優位な立場に立つ可能性があり、逆に参考見積書を提出した事業者はその後の事業活動において不利な立場に置かれることが想定される。

したがって、これらの営業活動に関する情報を公開することにより、当該法人の事業活動上の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当し、非公開とすることが妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

対象公文書	非公開から公開に変更とされた部分
契約実績について（回答）	病院名、担当者名、電話番号、FAX番号、 定価、契約金額

（諮問第191号に関する審査会の処理経過）

年 月 日	内 容
令和 7年 7月 25日	実施機関から島根県情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問
令和 7年 12月 25日 （審査会第1回目）	審議（第1部会）
令和 8年 2月 19日 （審査会第2回目）	審議（第1部会）
令和 8年 3月 5日 （審査会第3回目）	審議（第1部会）
令和 8年 3月 26日 （審査会第4回目）	審議（第1部会）
令和 8年 4月 23日 （審査会第5回目）	審議（第1部会）
令和 8年 5月 11日	実施機関の部分公開変更決定
令和 8年 5月 28日 （審査会第6回目）	審議（第1部会）
令和 8年 7月 2日 （審査会第7回目）	審議
令和 8年 7月 21日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会（～R8.3.31）
陶山 勲	弁護士	第1部会（R8.4.1～）
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会